

○ 財務省告示第 98 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 5 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 8 日

財務大臣 麻生 太郎

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（30 年）（第 69 回） |
| 2 | 発行の根拠法律
及びその条項 | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条
第 1 項並びに特別会計に関する法律
（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1
項、第 47 条第 1 項及び第 62 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成
13 年法律第 75 号。以下「振替法」とい
う。）の規定の適用を受けるものとし、
その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以
下「価格競争入札」という。）による発
行（以下「価格競争入札発行」という。）
及び価格競争入札と同時に行われる入
札であって、財務大臣が各国債市場特
別参加者ごとに応募限度額を定めるも
のによる発行（以下「国債市場特別参
加者・第 I 非価格競争入札発行」とい
う。） |
| 5 | 募入決定の方法 | |
| | (1) 価格競争入
札発行 | 各申込みのうち応募価格の高いものか
らその応募額を順次割り当てる。 |
| | (2) 国債市場特
別参加者・
第 I 非価格
競争入札発
行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度
額の範囲内において各申込みの応募額
を割り当てる。 |

6 発行額

- (1) 価格競争入札発行 額面金額で 736,600,000,000 円
うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 122,191,200,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 13,522,200,000 円、同法第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 164,288,800,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 436,597,800,000 円
- (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行 特別会計に関する法律第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 162,100,000,000 円

7 払込金額

- (1) 価格競争入札発行 738,198,250,000 円
- (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行 162,456,620,000 円

8 最低額面金額 50,000 円

9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10 発行日 令和 3 年 3 月 5 日

11	発行価格	
	(1) 価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 100 円以上のそれぞれの応募価格
	(2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 100 円 22 銭
12	利率	年 0.7%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。
		額面金額の総額 $\times \frac{0.7}{100} \times \frac{75}{365}$
14	初期利子	令和 3 年 6 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。
		額 面 金 額 $\times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$
15	第 2 期以後の利子	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和 32 年 12 月 20 日
17	償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和 3 年 3 月 5 日